

# 税務Q&A



## 過大な役員給与の損金不算入

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 真鍋 亮平  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



しょうか。

役員の給与額が高額すぎると損金に算入できないことがあると聞きました。高額かどうかはどのように判断されるので



### 1. 不相当に高額な部分は損金不算入

法人税法では、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外の役員給与の額を損金の額に算入しないこととされています(法人税法34条1項)。

逆に言えば、これらの給与に該当する役員給与の額は損金の額に算入されることとなりますが、注意が必要なのは、これらの給与に該当する場合であっても、当該役員に支給した給与の額のうち「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額」については、損金の額に算入しないこととされている点です(同法34条2項)。

### 2. 実質基準と形式基準で判定

この「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額」とは、

- ①実質的判定基準による超過額と形式的判定基準による超過額のうちいずれか多い金額と、
- ②使用人兼務役員に支給した使用人分給与のうち、他の使用人に対する支給時期と異なる時期に支給したものの額の合計額をいいます(法人税法施行令70条参照)。

このうち、①の「実質的判定基準」とは、役員給与の額について、その役員の職務内容、当該法人の収益、使用人に対する給与の支給状況、当該法人と同種の事

業を営み事業規模が類似する法人の役員に対する給与の支給状況等に照らして、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められるかどうかを判定するものです(同70条1号イ参照)。

一方、「形式的判定基準」とは、定款の規定または株主総会等の決議により限度額や算定方法等が定められている役員に対して支給した給与の合計額が、その限度額や算定方法等により算定された額等の合計額を超えるかどうかを判定するものです(同号ロ参照)。

### 3. 類似法人との比較が必要だが難しい

このように、一応、法令上「不相当に高額」かどうかの判断基準が設定されていますが、特に、「実質的判定基準」による判定には困難が伴うことが少なくありません。上述のとおり、実質的判定基準では、当該法人の役員の職務内容や収益のほかに、同種事業かつ類似事業規模の法人における役員給与の支給状況が考慮要素として掲げられており、納税者がこのような“同業類似法人”の情報を入手して比較検討を行うことは非常に困難です。そもそも、同業類似法人をどのように、何社選定するのか等について明確な基準もありません。

過大役員給与かどうかの論点は、課税庁との見解の相違が解消されず、訴訟に至るケースも珍しくありません。それだけ難しい判断ですので、役員給与額の決定や増額等については、専門家へ事前相談が必須といえるでしょう。